

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十三号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十二条―第三十四条）」を「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第三十二条―第三十四条）」を

祉サービスに関する基準（第三十一条の二―第三十一条の四）

福祉サービスに関する基準（第三十二条―第三十四条）」に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十二条―第三十四条）」を

準（第六十九条―第七十一条）」を「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第六十八条の二―第六十八条の四）第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十九条―第七十一条）」を

四）に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十条・第八十一条）」を「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第七十九条の二―第七十九条の四）」を

に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十条・第八十一条）」を「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第七十九条の二―第七十九条の四）」を

福祉サービスに関する基準（第八十条・第八十一条）」に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十条・第八十一条）」を

準（第一百五十五条―第一百六条）」を「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百四十五条―第一百四十六条）」を

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百五十五条―第一百六条）」

に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百三十三条―第一百四十五条）」を「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百三十三条―第一百四十五条）」を

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百三十三条―第一百四十五条）」

「第十三章 就労定

サービスに関する基準（第百十二条の二―第百十二条の四）に、「第十三章 共同生活援助」を第十四章 自立生活サービスに関する基準（第百十三条―第百十四条）第十五章 共同生活

着支援（第百三十六条の二―第百三十六条の七）

活援助（第百三十六条の八―第百三十六条の十一）に、「第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の活援助」

員、設備及び運営に関する基準（第百四十条の二―第百四十条の五）を「第二節 日中サービス支援型指定共同生活第三節 外部サービス利用型指定共同生活

援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第百四十条の二―第百四十条の七）

援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第百四十条の八―第百四十条の十一）に、「第十四章」を「第十六章」に、「第十五章」を「第十七章」に、「第十六章」を「第十八章」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十一条の二 条例第十九条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第四条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第三条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者の数及び条例第十九条の二に規定する共生型居宅介護（以下単に「共生型居宅介護」という。）を利用す

る者の数を合計した数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第三十一条の三 条例第十九条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者の数及び条例第十九条の三に規定する共生型重度訪問介護（以下単に「共生型重度訪問介護」という。）を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第三十一条の四 第三条第二項及び第三項並びに第四条から第三十条までの規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条の四第一項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条の四第一項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条の四第一項において準用する次条第一項」と、第十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九

条の四第一項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条の四第一項において準用する第四条」と、第二十四条及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から第三十条までの規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条の四第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条の四第二項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第三項、第十五条及び第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条の四第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十九条（見出しを含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条の四第二項において準用する第四条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、

第二十一条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第二十四条及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第六十一条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）その他の関係機関と連携し、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

第六十九条第一号中「（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（同条例第二百二十三条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」、「（同条例又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定地域密着型通所介護事業所の所在地の市町村が定める条例の規定により指定通所介護事業所等に設けなければならないこととされる設備である食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）」及び「（同条例第六十七条に規定する指定通所介護又は条例第五十一条第一号に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十条第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第八十条、第二百五条の二及び第二百十三条の二において同じ」に、「同令第六十三条第一項又は第一百七十一条

第一項に規定する登録者をいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。以下この条、第五十五条の二及び第六十三条の二において同じ」に、「同令第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第五十五条の二及び第六十三条の二において同じ」に、「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号）」を「指定通所支援基準条例」に改め、「同令第六十三条第七項に規定する」を削り、「（以下単に「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という）を「等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第八十条、第五十五条の二及び第六十三条の二において同じ）に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「介護保険法第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の所在地の市町村が定める条例の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業所等に設けなければならないこととされる設備である居間及び食堂をいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。以下第五十五条の二及び第六十三条の二において同じ」に改め、同条第四号中「（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は同令第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を削る。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第六十八条の二 条例第五十条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所等（指定児童発達支援事業所（秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第四十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び条例第五十条の二に規定する共生型生活介護（以下単に「共生型生活介護」という。）を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第六十八条の三 条例第五十条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等（指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第二百二十三条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第二項の規定に基づき当該指定地域密着型通所介護事業所の所在地の市町村が定める条例の規定により指定通所介護事業所に設けなければならないこととされる設備である食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等（指定居宅サービス等基準条例第六十七条に規定する指定通所介護又は条例第五十一条第一号に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を利用する者

の数及び共生型生活介護を利用する者の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等において提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活介護を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第六十八条の四 条例第五十条の四の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型通いサービス（共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（条例第八十八条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（条例第九十六条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準

条例第二十八条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第四十七条の二に規定する放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業をいう。）をいう。以下同じ。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者又は障害児の数を合計した数の上限をいう。以下同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数及び共生型通いサービスを受ける障害者又は障害児の数を合計した数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第四百四条の三、第四百五条の二及び第四百十二条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の下欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員		通いサービスの利用定員	
二十六人又は二十七人		十六人	
二十八人		十七人	
二十九人		十八人	

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、その機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数及び共生型通いサービスを受ける障害者又は障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十八条の五 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条及び第五十八条から第六十七条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第

二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、第四十一条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第五十条の五において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十六條、第三十條、第三十一條、第三十七條から第四十條まで及び第四十六條から第四十九條までの規定並びに第六十八條の五において準用する第四條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十五條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、次條、第五十二條、第五十三條及び第五十八條から第六十七條」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第六十八條の五において準用する第十二條第一項」と、同条第四号中「第四十七條」とあるのは「第六十八條の五において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第六十八條の五」と、第五十六條、第五十八條第一項及び第三項、第五十九條第三項並びに第六十七條中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と読み替えるものとする。

第七十二条第一項第二号中「という。」又は条例第百十八条の三第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下単に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）又は条例第百十八条の九第一項に改め、同号(一)中「又は条例第百十八条の二」を「条例第百十八条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助（以下単に「日中サービス支援型指定共同生活援助」という。）又は条例第百十八条の八」に、「又は条例第百十八条の三第一項」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（条例第百十八条の三第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）又は条例第百十八条の九第一項に改め、同条第二項第二号中「である」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号(一)中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「事業所等の利用者の数及び」を「事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）の利用者の数及び」に改め、同条第三項第一号中「指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号(一)中「指定共同生活援助」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第八十条第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定地域密着型サービス基準」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第七十九条の二 条例第六十二条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護事業所等（指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護

事業所又は秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第九十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護等（指定居宅サービス等基準条例第一百一条に規定する指定短期入所生活介護又は指定介護予防サービス等基準条例第九十条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を利用する者の数及び共生型短期入所を利用する者の数を合計した数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等を利用する者の数を指定短期入所生活介護等を利用する者の数及び共生型短期入所を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第七十九条の三 条例第六十二条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員（条例第六十一条に規定する利用定員をいう。）から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル

以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者の数を宿泊サービスを利用する者の数及び共生型短期入所を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第七十九条の四 第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第六十三条、第六十五条から第六十七条まで及び第七十四条から第七十八条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十七条第一項及び第二項の規定並びに第七十六条第一項の規定」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条の四において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第六十二条の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条から第十八条まで、第三十七条から第三十九条まで及び第五十七条から第六十条までの規定並びに第七十九条の四において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、次条、第五十二条、第六十三条、第六十五条から第六十七条まで及び第七十四条から第七十八条まで」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあ

るのは「第六十二条の四において準用する第六十条各号」と、「前条」とあるのは「第七十九条の四において準用する前条」と、第七十四条第一項、第七十六条第一項及び第三項中「条例」とあるのは、「条例第七十九条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

第八十四条の見出し及び同条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百四条中「第六十二条」を「第六十一条の二」に改める。

第四百五条の二第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第八章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第四百四条の二 条例第八十八条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）を利用する者の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百四条の三 条例第八十八条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員		通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人		十六人
二十八人		十七人
二十九人		十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、その機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する

通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数及び共生型通いサービスを受ける障害者又は障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四条の四 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで及び第一百条から第百三条までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第百四条の四において準用する条例第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六

月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十三
条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四
条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十
七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、
第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第八十八条
の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条か
ら第四十条まで、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第四百四条の四において準用する第四条から第
十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十
二条、第五十三条、第六十一条の二から第六十七条まで及び第一百一条から第一百三十三条まで」と、第五十三条第一号中
「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第八十八条
の四において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四条の四において準用する第
十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四条の四において準用する第六十四条」と、同条
第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四条の四」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の
四において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又
は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、「前
条」とあるのは「第四百四条の四において準用する前条」と、第一百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは、「第
八十八条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

第一百十二条中「第六十二条」を「第六十一条の二」に改める。

第一百三十三条の二第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規
模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第九章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百十二条の二 条例第九十六条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）を利用する者の数を合計した数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）を利用する者の数を合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百十二条の三 条例第九十六条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員		通いサービスの利用定員	
二十六人又は二十七人		十六人	
二十八人		十七人	
二十九人		十八人	

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、その機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すると。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数及び共生型通いサービスを受ける障害者又は障害児の数を合計した数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百十二条の四 第四条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで、第百二条、第百三条及び第百九条から第百十一条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、

第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第九十六条の四において準用する第九十四条第一項及び第二項の規定並びに第一百十二条の四において準用する第一百十条第一項及び第二項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第九十六条の四において準用する第九十四条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第九十六条の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第三十九条まで、第四十九条、第八十七条、第九十四条及び第九十五条の規定並びに第一百十二条の四において準用する第四条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第六十一条の二から第六十七条まで、第二百二条、第二百三条及び第二百九条から第一百一十一条まで」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給

付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第一百十二条の四において準用する前条」と、第一百十条第一項、第二項及び第四項中「条例」とあるのは「第九十六条の四において準用する条例」と、第一百一十一条第一号中「第九十六条」とあるのは「第九十六条の四」と、同条第二号中「第九十九条第一項」とあるのは「第一百十二条の四において準用する第九十九条第一項」と、同条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百十二条の四」と読み替えるものとする。

第一百十八条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第一百十八条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるように、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第一百十九条第二項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第一百二十三条第二項中「第六十条」を「第六十条、第六十一条、第六十二条」に改める。

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とする。

第一百四十一条第二項中「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項に規定する」を削り、「同条例第三十六条第一項」を「指定通所支援基準条例第三十六条第一項」に改め、「同条例第四十三条第一項に規定する」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第一百三十八条中「家事」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事を除く。）」を加える。

第四百十条の五中「第一百十八条の七」を「第一百十八条の十三」に、「第四百十条の五」を「第四百十条の十一」に、

「第百十八条の四から第百十八条の六まで」を「第百十八条の十から第百十八条の十二まで」に、「第百四十条の三及び第百四十条の四」を「第百四十条の九及び第百四十条の十」に、「第百十八条の六各号」を「第百十八条の十二各号」に改め、同条を第百四十条の十一とする。

第百四十条の四を第百四十条の十とする。

第百四十条の三第一項中「第百十八条の二」を「第百十八条の八」に、「第百十八条の四」を「第百十八条の十」に改め、同条第二項中「第百十八条の二」を「第百十八条の八」に改め、同条を第百四十条の九とする。

第百四十条の二第一項中「第百十八条の三第一項」を「第百十八条の九第一項」に、「第百十八条の二」を「第百十八条の八」に改め、同条を第百四十条の八とする。

第十三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第百四十条の二 条例第百十八条の三第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除して得た数以上置くこと。

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上置くこと。

(一) 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数

- (二) 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
- (三) 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
- (四) 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が三十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が三十人を超える場合 一人に、利用者の数が三十人を超えて三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第百四十条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

2 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保さ

れており、利用者の支援に支障がない場合には、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

3 既存の建物を共同生活住居とする場合には、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人以下（知事が特に必要があるときと認める場合にあつては、二人以上三十人以下）とすることができる。

4 既存の建物を共同生活住居とした指定共同生活援助事業所については、当該共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下とすることができる。ただし、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点における入居定員を超えることはできない。

5 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

6 条例第百十八条の四第五項の規定による居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

（介護及び家事）

第百四十条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第百四十条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている

環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者又はその家族に代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、当該利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第四百十条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対し定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第四百十条の七 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第一百十条の二、第一百三十七条の三から第一百三十七条の七まで及び第一百三十九条から第三十九条の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあ

るのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例第一百六条の四第一項及び第二項の規定並びに第四百四十条の七において準用する第三百三十七条の五第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例第一百六条の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条の七において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第一百八条の六並びに第一百八条の七において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十八条から第四十条まで、第一百六条の四から第一百六条の六まで、第一百七十七条の二及び第一百七十七条の三の規定並びに第四百四十条の四から第四百四十条の六まで並びに第四百四十条の七において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第一百十条の二、第三百三十七条の三から第三百三十七条の七まで及び第三百三十九条から第三百三十九条の三まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第一百八条の七において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一

項」とあるのは「第四百十条の七において準用する第三十七条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百十条の七において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百十条の七」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第一百八条の七において準用する第一百七条の二各号」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第四百十条の七において準用する第三百三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百十条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第三百三十七条の五第一項及び第二項並びに第三百三十七条の七第一項中「条例」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例」と読み替えるものとする。

第十三章 就労定着支援

（従業者）

第三百三十六条の二 条例第四百十四条の三第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除して得た数以上置くこと。

二 サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受

け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を利用する者を合計した数。以下この条において同じ。）に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が六十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が六十人を超える場合 一人に、利用者の数が六十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

4 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第百三十六条の三 条例第百十四条の五第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 指定就労定着支援の利用の申込みを行った者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他の状況を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(職場への定着のための支援の実施)

第百三十六条の四 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇

用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又はその家族に対し、当該雇用に伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第百三十六条の五 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（記録の整備）

第百三十六条の六 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十二条第一項の規定による指定就労定着支援の提供の記録

二 次条において準用する第十九条の規定による支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第二十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

四 次条において準用する第二十八条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた処置についての記録

五 次条において準用する第四十二条第一項の規定により作成する就労定着支援計画

(準用)

第百三十六条の七 第四条から第十六条まで、第十九条、第二十二條から第二十九條まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条及び第四十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第一項及び第二項並びに第百三十六条の七において準用する第十四条第一項」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「第十条第一項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第一項」と、同条及び第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十四条中「第十五条各号」とあるのは「第百十四条の七各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条の九において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「百十四条の五から第百十四条の八まで並びに第百十四条の九において準用する条例第八条から第十条まで、第十六条、第十七条及び第三十条の規定

並びに第百三十六条の三から第百三十六条の六まで並びに第百三十六の七において準用する第四条から第十六条まで、第十九条、第二十二條から第二十九條まで、第四十一条、第四十二条及び第四十四条」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

(従業者)

第百三十六条の八 条例第百十四条の十一第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一人以上置くこと。
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数置くこと。

(一) 利用者の数が三十人以下の場合 一人以上

(二) 利用者の数が三十人を超える場合 一人に、利用者の数が三十人を超えて三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五人又は二十五人に満たない端数を増すごとに一人とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(定期的な訪問による支援)

第百三十六条の九 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利

用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況その他の状況の把握を行い、必要な情報の提供、助言及び相談、指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第百三十六条の十 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居宅を訪問すること等により、その状況の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第百三十六条の十一 第四条から第十六条まで、第十九条、第二十一条から第二十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第百三十六条の三及び第百三十六条の六の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第十条第一項及び第二項の規定並びに第百三十六条の十一において準用する第十四条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「第十条第一項」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第十条第一項」と、同条及び第十五条中「支給決定

障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第十条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十四条中「第十五条各号」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第百十四条の七各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条の十三において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第八条から第十条まで、第十六条、第十七条、第三十条、第百十四条の五及び第百十四条の八の規定並びに第百三十六条の九、第百三十六条の十並びに第百三十六条の十一において準用する第四条から第十六条まで、第十九条、第二十一条から第二十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第百三十六条の三及び第百三十六条の六」と、第百三十六条の六中「次条」とあるのは「第百三十六条の十一」と読み替えるものとする。

附則第八項中「第百十八条の七」を「第百十八条の十三」に、「第百四十条の五」を「第百四十条の十一」に改める。

附則第九項中「第百四十条の五」を「第百四十条の十一」に改める。

附則第十項の見出し中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加

え、同項中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一項中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「(四まで)」の下に「及び第四百四十条の二第二項第二号(二)から(四まで)」を加える。

附則第十三項及び第十四項中「第四百四十条の五」を「第四百四十条の十一」に改める。

附則第十六項中「法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「」及び「」という。)」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。